

議案第52号

平成20年度 川崎市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗 合)	(貸 切)
(1) 車 両 数	324 両	5 両
(2) 年 間 走 行 キ ロ	12,460 千km	42 千km
(3) 年 間 輸 送 人 員	46,680 千人	298 千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	127,890 人	816 人
(5) 主要な建設改良事業		
ア 乗 合 自 動 車 購 入 費		1,042,393 千円
イ バス停留所施設整備事業		25,205 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 自動車運送事業収益	9,771,958 千円
第1項 営 業 収 益	8,036,805 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,734,153 千円
第3項 特 別 利 益	1,000 千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用	10,004,304 千円
第1項 営 業 費 用	9,733,825 千円
第2項 営 業 外 費 用	256,443 千円
第3項 特 別 損 失	4,036 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 833,454 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 52,959 千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 780,495 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 自動車運送事業 資 本 的 収 入	1,058,455 千円
第1項 企 業 債	823,000 千円
第2項 国 庫 補 助 金	49,773 千円
第3項 県 交 付 金	4,909 千円
第4項 一 般 会 計 補 助 金	166,773 千円
第5項 その他の資本的収入	14,000 千円

支 出

第1款 自動車運送事業 資 本 的 支 出	1,891,909 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,151,746 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	730,163 千円
第3項 予 備 費	10,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自動車運送事業	千円 823,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。 起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょく又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 9.0% 以内	借入の日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。 ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職 員 給 与 費

6,453,157 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,303,852 千円である。

平成20年2月19日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫